

**令和 6 年度  
(2024 年度) 保存版**

# 荻野っ子ナビ



**伊丹市立荻野小学校**

〒664-0002

伊丹市荻野2丁目11番地

TEL 072-770-2458

FAX 072-783-7912

[https://www.itami.ed.jp/school/elementary/ele\\_ogino/index.html](https://www.itami.ed.jp/school/elementary/ele_ogino/index.html)



## <目 次>

1	校名の由来・校章の由来	1
2	荻野小学校学校経営方針	2
3	おぎのっ子のやくそく	3
4	校時表	8
5	警報が発令された場合の登校について	9
6	タブレット活用のルール	11
7	こんなときどうするの？	13
	○来校するとき	
	○欠席するとき	
	○学校に忘れ物をしたときは	
	○学校徴収金が引き落とされなかったら	
	○転校をするとき	
	○名札をなくしたときは	
	○体操服や水着について	
	○学校からの連絡について	
	○学校生活あれこれ	
8	保健に関すること	15
	○1年間の主な保健行事予定	
	○保健室の利用について	
	○急なけが・病気など緊急時の対応について	
	○お薬について	
	○医療券について	
	○学校感染症と出席停止	
	○日本スポーツ振興センター	
	○出席停止解除証明書	
	(ホームページからもダウンロードできます)	
	○インフルエンザによる出席停止期間報告書	

## 【校名の由来】

川辺郡誌によると、この地域は一面に荻の生い茂る原野でした。そのため昔からこの地域を荻野と呼ぶようになり、今に至ったとあります。校名の荻野はこの地名に因るものです。

また、荻は湿地に育つイネ科の植物で、繁殖力旺盛な植物です。そこでこの校名にはこの学校とここで学ぶ子どもたちが「荻のようにたくましく育つように」という願いがこめられているのです。



## 【校章の由来】



校章の図の構成は、オ（左側の羽状）ギ（右側の羽状）ノ（大小の円）を組み合わせる図案化したものです。

上に向かう広がり、扇のように将来に向かってたくましく伸びる「荻野っ子」を象徴し、また周囲の円状は円満で調和した心を持ち、明るく伸びる「荻野っ子」を象徴しています。そうして全体では「野鳥のようにたくましく育つ」ことを願って、野鳥の姿を表現しています。

## 令和6年度 伊丹市立荻野小学校経営方針

<b>学校教育目標</b> <b>笑顔あふれ 明日も行きたい学校</b> ～かしこく あたたく たくましく 自立して生きぬく児童の育成～		
<b>1 めざす子ども像</b> 自信にあふれ 学び合い 認め合い のびゆく子		
<b>かしこく</b> <b>【学びの自立】</b> 学ぶ意欲にあふれ、自ら課題を見つけ、挑戦し、考え、解決する 子ども	<b>あたたかく</b> <b>【こころの自立】</b> 相手の気持ちを考え、つながり、認め合い、温かい心で生活する子ども	<b>たくましく</b> <b>【生活の自立】</b> 基本的な生活習慣を身につけ、いのちを守る行動ができ、粘り強く取り組む 子ども
<b>2 めざす学校像</b> 子どもも教職員も いきいきと生活する 安心安全な学校		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもからは…行きたい学校 (学びや友だち・先生との出会いが楽しく、できる喜びやわかる喜び かかわる喜び 認め合う喜びがある 安心な学校)</li> <li>○ 保護者からは…通わせたい学校 (確かな学力や豊かな人間性・規範意識を身につけさせる 明るく熱意ある教職員集団のいる 学校)</li> <li>○ 地域からは …誇りに思える学校 (地域の歴史や人、もの、こととつながり 地域に親しまれ 保育所や幼稚園・中学校と連携を深める 学校)</li> <li>○ 教職員からは…やりがいのある学校 (めざす子ども像の具現化に向けてチームで取り組む 学校業務改善を進め、風通しの良い働きやすい職場 )</li> </ul>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>学校運営協議会</b>  <b>(荻小コミティ)</b> </div> <p style="text-align: center;">学校・保護者・地域 総がかりの教育</p>
<b>3 めざす教職員像</b> 一人ひとりの子どもを大切に愛情と使命感をもちチームで取り組む教職員		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもが、できた喜びやわかる喜びを感じるまで、あきらめず丁寧に指導する <b>情熱のある教師</b></li> <li>○ 一人ひとりを大切に、よさや多様な能力を理解し、専門性に基いた <b>確かな指導ができる教師</b></li> <li>○ 高い規範意識と豊かな人権感覚を持ち、子どもや保護者、地域から <b>信頼される教職員</b></li> <li>○ 広い視野をもち、自己研鑽に励み切磋琢磨し、認め合い <b>協働する教職員</b></li> </ul>		

<b>4 経営の基本方針</b> 一人ひとりの子どもを多くの目で見つめ、子どものしあわせを最優先に、家庭・地域・関係機関との連携を図り、めざす子ども像の実現に向け、組織的に取り組む
---

<b>5 具体的な取り組み</b> カリキュラム・マネジメントの推進		
<p style="text-align: center;"><b>確かな学力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎基本の定着・徹底                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・音読・音読計算・ミニ課題</li> <li>・姿勢保持の体幹運動</li> <li>・補充学習や放課後学習</li> <li>・個別最適な学習の工夫</li> </ul> </li> <li>○ 授業改善への取組                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴールの明確な学習計画</li> <li>・教科横断的な単元学習</li> <li>・話す、きく、伝え合い学びを深める授業</li> <li>・ICT機器の活用</li> <li>・職員研修の充実</li> </ul> </li> <li>○ 読書活動の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝読書、読み聞かせ</li> <li>・児童主体の読書週間</li> </ul> </li> <li>○ 体験活動・出前授業の充実</li> <li>○ 家庭学習の定着                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習の手引きの配布</li> <li>・個に応じた宿題と評価</li> <li>・自主学習ノートの活用</li> <li>・読書習慣の確立</li> <li>・AIドリルの活用</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>豊かな心と健やかな体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規律ある行動と健康的な生活                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な生活習慣の確立</li> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・おぎのっ子のやくそくの徹底</li> <li>・生活リズムチェック表の活用</li> <li>・避難訓練と安全指導</li> </ul> </li> <li>○ 道徳教育・人権教育の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・思いやりの心や規範意識等道徳実践力の育成</li> <li>・異年齢での活動の場の設定</li> </ul> </li> <li>○ いじめ問題の未然防止                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己肯定感を高め、人を大切に思う心と態度の育成</li> <li>・児童理解に基づく学級経営</li> </ul> </li> <li>○ 特別支援教育の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握に基づく支援</li> <li>・インクルーシブ教育の推進</li> </ul> </li> <li>○ 体力の向上                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育科の授業改善</li> <li>・休み時間の活用による運動習慣の育成</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>開かれた学校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育活動の情報発信                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校便りやHPの活用</li> <li>・学習活動の足跡の掲示</li> <li>・オープンスクールの実施</li> </ul> </li> <li>○ 学校運営協議会の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校課題の共有・熟議</li> <li>・教職員と合同研修の実施</li> <li>・学校の環境改善やボランティア活動の推進</li> <li>・保護者、地域との連携推進</li> </ul> </li> <li>○ 社会に開かれた教育課程                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域の参画を促す教育活動の実施</li> <li>・地域交流への参加促進</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>働き方改革</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 完全定時退勤日の徹底</li> <li>○ 教職員主体の業務改善の推進</li> <li>○ 校務、業務の効率化の推進</li> <li>○ ワークライフバランスを意識した働き方の推進</li> <li>○ 相談体制の充実</li> </ul>



### ★あいさつ

「**あ**かるく！」 「**お**つでも！」 「**お**きに！」 「**お**づけて！」

### ★登下校

1. 8時～8時20分の間に登校しましょう。
2. 通学路を守り、道のはしを歩きましょう。交通ルールも守ります。
3. 登校したら、忘れ物は取りに帰りません。

### ★ろうか・かいだんの歩き方

1. ろうかもかいだんも右側をすずかに歩きましょう。
2. クラスみんなで移動するときは、2列ですずかに歩きましょう。
3. 教室を出るときやまがりかどは、とくに気をつけて！

### ★持ち物・名札

にんじゃのように！

1. 学校で使うものや持ってくるものは、シンプルなものにしましょう。

<きほんのふでばこ>

- ・ えんぴつ 5本 【シャープペンシルは使いません】
- ・ けしごむ 1つ      ・ あかえんぴつ      ・ ネームペン

ふでばこに入る長さ、二つ折りでないもの

2. 持ち物には、必ず学年、組、名前を書きましょう。

3. 学校がっこうにいらない物ものは持もってきません。つつけてきません。

キーホルダー・ピアス・イヤリング・ブレスレット・ゆびわ  
どうしてもひつようつける必要ひつようのあるときは1つまで

ミサンガ・ネックレス・マニキュア・ペディキュア など

4. 登校とうこうしたら名札なふだをつけましょう。

5. ランドセルは6年間ねんかんたいせつ大切につか使つかいましょう。こわれたときは、先生せんせいに相談そうだんしてください。

### ★放課後ほうかごの生活せいかつ

1. 人ひとにめいわくをかけないようにすごしましょう。

2. 暗くらくなる前まえに家いえに帰かえりましょう。

(4月がつ～10月がつは5時30分じぶんまでに、11月がつ～3月がつは5時じまでに)

3. 知しらない人ひとについて行いきません。

4. 放課後ほうかごに忘わすれ物ものを取とりに来くるときは4時30分じぶんまでに来まましょう。

5. 学校がっこうには、なるべく自じてんしゃ転車のに乗こって来こないようにしましょう。

自じてんしゃ転車のに乗きって来ときた時は、必かならず決きめられたところきにならべておきましょう。

わすれものを  
とりに来ました！



じょうずに  
ならべよう！



がっこう  
★学校で

1. 天気てんきのいい日は外ひ そとで遊あそびましょう。
2. 雨あめの日は、教室ひで本きょうしつ ほんを読よんだり、絵えをかいたりしてすごしましょう。  
(中庭なかにわに赤あかいかんばんが出ていたら運動場うんどうじょうには出でられません)
3. 教室きょうしつやろうか、げんかん前まえ、保健室前ほけんしつまえではボールあそで遊あそびません。
4. 校舎こうしゃにボールをぶつけて遊あそびません。

クラスにある道具どうぐ

- ・ ボール2つ
- ・ 長ながなわほん2本
- ・ ドッジビー1つ
- ・ 道具どうぐを入れるかご (3月がつにはかごいに入れて返かえします)

5. ボールくうきの空気がぬけたときは担任たんにんの先生せんせいにたのみましょう。  
空気入れくうき いは職員室前しよくいんしつまえの廊下ろうかにあります。
6. 業間休みぎょうかんやすはサッカーあそをして遊あそびません。

ほうかご  
★放課後は

1. 人にめいわくをかけるようなことはやめましょう。
  - ・マンションのエントランスや駐車場、田畑や用水路などでの遊び  
(校区には野井戸がたくさんあります。田畑やよその家の敷地では遊びません)
  - ・路上でのローラースケート、ジェイボードなどの遊び
  - ・スマホなどを利用したSNSへの不適切な書き込み、画像や動画の投稿
  - ・ゴミは必ず持ち帰りましょう。
2. 暗くなる前に家に帰りましょう。  
(4月～10月は5時30分までに、11月～3月は5時までに)
3. 安全に気をつけて遊びましょう。(公園でボール遊びはできません)
4. 放課後も学校におかしやゲームを持ってきません。
5. 学校の運動場で遊べるのは、平日の4時45分までです。
6. お金をもって遊びに行きません。
7. おごったりおごられたりしてはいけません。
8. 知らない人について行きません。
9. 川や池など危ない場所には、子どもだけでは行きません。
10. 校区外やショッピングセンター、映画館などへ子どもだけでは行きません。



# 考えよう 家族みんなで スマホのルール

私たちは子供たちの情報モラル育成に取り組みます

伊丹市立荻野小学校



## ファイブ おぎのっこの 5 ルール

スマートフォンやタブレット、ゲーム機をより上手に使うために、  
家族とゆっくり話し合ってみましょう。

通話でもチャットでも家族に聞かれて困るようなやり取りはしていませんか。

友だちの写真を撮るときは、許可をもらっていますか。

自分の写真も友だちの写真も許可をもらわず送り合ったり、ネット上にアップ  
したりしていませんか。

おうちの方に相談せず、課金していませんか。

困ったときは、おうちの方に相談していますか。

話し合った日：2024年 月 日

話し合った人：

# ☆校時表☆

## 通常校時

朝学習	8:30 ~ 8:45
1時間目	8:45 ~ 9:30
2時間目	9:40 ~ 10:25
業間休み	10:25 ~ 10:45
3時間目	10:50 ~ 11:35
4時間目	11:45 ~ 12:30
給食・昼休み	12:30 ~ 13:10
掃除	13:15 ~ 13:30
5時間目	13:35 ~ 14:20
6時間目	14:30 ~ 15:15

## 短縮校時

朝学習	8:30 ~ 8:45
1時間目	8:45 ~ 9:30
2時間目	9:40 ~ 10:25
業間休み	10:25 ~ 10:35
3時間目	10:35 ~ 11:20
4時間目	11:30 ~ 12:15
給食	12:15 ~ 12:50
掃除	12:50 ~ 13:05

※5, 6年クラブ 14:35~ 15:35頃下校 ※5, 6年委員会 14:35~ 15:20頃下校  
 ※ 5校時まで 14:30頃下校  
 ※ 6校時まで 15:25頃下校

その他	短縮校時(業間あり)・・・給食終了日など	13:30頃下校
	短縮校時(業間なし)・・・家庭訪問・個人懇談会	13:10頃下校

## 週授業時数

1年生	25時間	月～金曜日すべて5校時まで
2年生	26時間	月・火・水・金曜日は5校時まで、木曜日は6校時まで
3年生	28時間	水・金曜日は5校時まで、月・火・木曜日は6校時まで
4年生	29時間	水曜日は5校時まで、月・火・木・金曜日は6校時まで クラブ・委員会のある金曜日は5校時
5年生	29時間 委員会・クラブ	水曜日は5校時まで、月・火・木・金曜日は6校時まで クラブ・委員会は金曜日
6年生		

※ 令和5年度の校時です。令和6年度は変更になる場合があります。

## 警報が発令された場合の登校について

※気象警報の発令については、阪神地区・兵庫県南部等の発令もありますが、必ず伊丹市に発令されていることを確認してください。

警報の状況		ご家庭での対応
伊丹市に発令	特別警報	午前7時の時点で発令中 学校は休みになります。 児童くらぶも臨時休所します。
	暴風警報	午前7時の時点で発令中 登校の用意をして自宅待機してください。 ※この時点で給食は中止となります。 家庭でのお子様の昼食の用意をお願いします。
	大雨警報	
	洪水警報	
	大雪警報	午前9時までに解除 安全を確認の上、登校させてください。 ただし、危険が予測される場合は、ご家庭の判断で「自宅待機」させ、危険が去ってから登校させてください。 給食はありません。12時10分頃下校 児童くらぶは開所（お弁当持参）します。
	暴風雪警報	午前9時の時点で発令中 学校は休みになります。各ご家庭で安全に過ごさせてください。児童くらぶも臨時休所します。
上記「大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪・特別」以外の警報	午前7時の時点に出ており、登校の時刻になっても解除になっていない時 原則として「登校」させてください。 ただし、危険が予測される場合は、ご家庭の判断で「自宅待機」させ、危険が去ってから登校させてください。 学校側で危険と判断し、「臨時休校」する場合のみ、下校メールとホームページでお知らせします。	
地震	登校以前に、伊丹市に震度5弱以上の地震が発生した場合	学校は休みになります。 ただし、震度5未満であっても、自宅付近の状況を優先して対処してください。
	在校中に発生した場合	児童を安全な場所へ避難させ保護するとともに、通学路の安全、校内の被害状況等を点検し、状況により下校または待機、保護者引き渡しを行います。 その際、下校メールとホームページで情報を配信します。
Jアラート 兵庫県に	登校前「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」または「直ちに避難することの呼びかけ」が発信された時	「自宅待機」しててください。
	上記の後、「ミサイル通過情報」または「日本の領海外の海域に落下」が発信された時	安全に留意の上「登校」させてください。
	上記「避難の呼びかけ」の後、正午までに「ミサイル通過情報」または「日本の領海外の海域外に落下」が発信されていない時	学校は休みになります。
	在校中に発信	学校で避難行動をとり「学校内待機」します。 状況に応じ緊急下校する場合はお知らせします。

## 【ご注意・お願い】

- ①警報等が発令された場合、上記の処置を取らせていただきます。  
天候不順の場合、テレビ・ラジオ・データ放送等の気象情報に気をつけてください。
- ②下校メールによる連絡が予想される時は、すぐに受信できるようにしておいてください。
- ③校区内には、浸水や道路の冠水しやすい箇所があります。学校からの連絡に反しても、**自宅付近の状況を優先**して対処してください。増水した用水路は大変危険です。そのような場所には近づかないよう、十分に注意を与えてから登校させてください。
- ④遅刻等の心配は一切しないで、「**安全第一**」で対処してください。
- ⑤登校後、気象警報の発令やJアラート（弾道ミサイル等）の通知等があった場合、児童の安全を最優先にした上で、状況に応じて適切な措置を講じます。緊急に帰宅させる場合もあります。その際も、下校メールとホームページでお知らせします。

# 荻野小学校『タブレット<sup>かつよう</sup>活用のルール』

令和6年4月

みなさんが使っているタブレットは、学習内容をよく理解し、より豊かな学びにするための道具です。上手に活用するためには、ルールを守って、正しく使うことが必要です。

そのため、伊丹市では『タブレット活用のルール』を定めました。このルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

## 1. タブレットを使う場面

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動に使うためのものです。学習活動にかかわること以外には使いません。

## 2. タブレットの取り扱い

- ・なくす・落とす・こわす・水にぬらすなどのことがないように、ていねいに扱います。
- ・持ち運ぶ時は、ケースのふたをしっかりと閉めます。
- ・タブレットを持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- ・水の中やしっけの多い所、また熱い場所や物に近い所に置きません。
- ・自分のタブレットを他の人に貸したり、使わせたりしません。

## 3. 基本的な使い方

- ・タブレットを使う時は正しい姿勢を保ち、画面に近づき過ぎないようにします。  
(※30分に1回は遠くの景色を見るなどして、目を休ませましょう)
- ・画面のそうさは、自分の指か専用のペンを使います。鉛筆やペンで画面にふれたり、落書きしたり、磁石を近づけたりすることは絶対にしません。
- ・自分や他の人の個人情報(名前・住所・電話番号など)をインターネット上に公開することは、絶対にしません。
- ・他の人の心を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを、絶対に書き込みません。
- ・先生が許可した時以外には、カメラ機能を使用しません。  
またカメラで画像や動画をさつ影する時は、事前に必ず許可を取り、学習活動が終わったら、すぐにデータを消します(=「しょう像権」を守るため)。
- ・先生や修理する人がすぐに扱えるよう、デスクトップアイコンの並び方や位置、背景の画像や色などの設定は、無断で変えません。

#### **4.学校での使い方**

- ・学校でタブレットを使う時は、先生の指示をよく聞きます。
- ・休み時間や放課後に使う時も、先生が認めたこと以外には使いません。
- ・学校のタブレットで作ったデータや、インターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、先生が許可したものを保存します。

#### **5.学校で困った時は**

- ・タブレットが正しく動かない時やインターネットにつながらない時は、再起動をして様子を見ます。それでも元にもどらない場合は、すぐに先生に知らせます。
- ・インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいウェブサイトに入ってしまった時は、すぐに画面を閉じてから先生に知らせます。

#### **6.タブレットを家に持ち帰る時は**

- ・登下校中に、タブレットをランドセルやカバンから出しません。
- ・タブレットの上にはランドセルやカバン、荷物などを置きません。
- ・自宅では、タブレットを学習以外の目的で使いません。また、困ったことがあれば、お家の方に知らせます。
- ・自宅でタブレットを使う時は、事前にお家の方とよく話し合っ、使い方のルールを決めます。また長時間の使用はさけて、休けいしながら使います。
- ・寝る時間の30分前になったら、タブレットは使用しません。
- ・自宅でタブレットを保管する時は、お家の方の目の届く所に置いておきます。
- ・自宅からタブレットを学校に持ってくる時には、登校前に自宅で十分に充電しておきます。
- ・自宅でタブレットがこわれたり、なくしたりした時は、すぐ学校に連絡します。

#### **☆自分の学年・組・名前と、タブレットの番号を書いておきましょう**

年	組	名前
タブレット番号		

## こんなときどうするの？

### 来校するときは

- 登下校時は、正門が開いていますので、そこから入ってください。管理棟 1 階に事務室及び職員室がありますので、必ず用件をお伝えください。
- 登下校時間を過ぎましたら、児童の安全確保のため正門を閉めます。ご用件のあるときは、正門にありますインターホーンをご利用ください。
- 来校時には、必ず P T A から配布されている名札を着用してください。
- 自転車は、自転車置き場に詰めておいてください。  
なお、参観日等は臨時に駐輪場を設けます。

### 欠席するときは

- お子様が欠席される場合は、Google Forms による欠席連絡か電話での連絡をお願いしています。きょうだい<sup>①</sup>が在籍されている場合は、連絡帳を届けていただいてもかまいません。連絡帳には、欠席の理由等を詳しくご記入願います。  
※18 時 00 分～翌朝 7 時 30 分は留守番電話対応としています。

### 学校に忘れ物をしたときは

- 忘れ物をしないように気をつけましょう。どうしても取りに来なければならないときは、16 時 30 分までに取りにきてください。その際も必ず職員室で用件を伝えてください。

### 学校徴収金が引き落とされなかったら

- 1 回目の引き落としが 5 日(休みの日の場合は、直後の営業日)、2 回目が 20 日(休みの日の場合は、直後の営業日)になっています。1 回目の引き落としができなかった場合は、2 回目の引き落としまでに口座に必要金額を入金しておいてください。2 回目で引き落とされます。ただし、2 回目でも引き落としができなかった場合は、必要金額を、担任までお持ちください。できるだけ、徳島大正銀行の引き落としで手続きが完了するようご協力お願いいたします。

### 転校をするとき（市外）

○『転校届』を学校に提出してください。

（担任に「転校」をお知らせいただきましたら『転校届』の用紙をお渡しします）

転校の日が近づきましたら、書類（①在学証明書 ②教科書給与証明書）をお渡しします。市役所で転出手続きをして、③転出証明書を発行してもらいます。①②と共に③を転出先の学校へ提出してください。

### 転校をするとき（市内）

○『転校届』を学校に提出してください。

（担任に「転校」をお知らせいただきましたら『転校届』の用紙をお渡しします）

転校の日が近づきましたら、書類（①在学証明書 ②教科書給与証明書）をお渡しします。市役所で転居手続きをして、③就学通知書を発行してもらいます。①②と共に③を転出先の学校へ提出してください。

### 名札をなくしたときは

○児童用名札をなくした場合は、前田文具店（学校北東角向い）に直接お申し込みください。保護者と一緒に注文して、一緒に取りに行ってください。保護者用の名札をなくした場合は、教頭までご連絡ください。教頭を通して、PTAに伝えます。作成には実費がかかります。

### 体操服や水着について

○学校で使用する体操服や水着の購入については販売日等をお知らせいたしますが、前田文具店に直接お申し込みいただいても構いません。

### 学校からの連絡について

○朝7時頃に下校時刻やお便りを Google classroom でお知らせしています。

また、学級閉鎖や行事開催の有無、警報時の対応についてもお知らせしますので、ご確認ください。

### 学校生活あれこれ

- 給食について ・週5日です。アレルギーがある児童は連絡をしてください。
- 教科書について ・伊丹市以外から転入された方は、伊丹市指定の教科書をお渡しします。
- 登下校について ・できるだけ近所の友だちやきょうだいと登校させてください。
- 就学援助制度 ・伊丹市では、学用品費、修学旅行費など学校に必要な費用を援助する制度があります。詳しくは、担任に相談してください。

# 保健に関すること

## § 1年間の主な保健行事予定

※年間学校行事予定にそって行います。

変更や詳細については、その都度お知らせします。

### 1学期

身体測定（身長・体重）

視力検査（全学年）

聴力検査（1年・2年・3年・5年）

健康診断 内科・歯科（全学年） 耳鼻科・眼科（1年生全）

尿検査（全学年）

心臓健診（心音図検査）1年生全、2～6年対象者

色覚検査（4年生希望者）

眼科相談（希望者）

### 2学期

身体測定（身長・体重）

視力検査（全学年）

### 3学期

身体測定（身長・体重）

## ●疾病の疑い・異常疑いがみつかった場合

健康診断で疾病の疑い・異常の疑いがみつかった場合は、

「健康診断結果のお知らせ」をお子様にお渡ししています。

学校からお知らせをもらった場合は、速やかに受診されるこ

とをお勧めします。

尿検査や心臓健診については、一次検査の結果により再検査が必要な場合があります。健診により再検査の方法が異なりますので、その都度お知らせします。

なお、治療等が終わりましたら、受診済書に必要事項をご記入の上、担任または養護教諭までお渡しください。

## ●すでに病院を受診されておられる場合

受診した結果を、連絡帳などで学校へお知らせください。

## ●健診を欠席された場合

健診を欠席された場合は学校での再検査はありません。

## § 保健室の利用について

保健室は健康診断、健康相談、応急処置、保健指導などを行うところです。

### ①救急処置について

保健室では、医療機関（病院）へ行くまでの応急処置をします。

けがや病気が長引いても継続的な治療はできません。応急処置後はご家庭でお願いします。また、医療行為にあたる処置はできません。

### ②薬について

原則として内服薬は渡すことはできません。

（学校は医療機関ではないので、投薬などの医療行為は認められていません。）用意してある薬品は消毒薬などの応急手当用の薬です。

個別の緊急対応の薬に関しては、担任または直接保健室までご相談ください。

### ③保健室での休養について

保健室での休養は原則として1時間くらいです。休養する場合は、回復の見込みがある人、家庭からのお迎えが必要な場合に保護者の方が来られるまでの間です。

## § 急なけが・病気など緊急時の対応について

### ●緊急連絡先

お子様が学校管理下でケガをして病院での診察が必要になった場合や、急な体調の悪化でご家庭からのお迎えが必要になった場合は、「緊急連絡票」にご記入の連絡先に連絡をしています。そのため、「緊急連絡票」に記入する連絡票は、携帯電話の番号など必ず連絡のつく番号を記入してください。

### ●学校から直接病院を受診するとき

治療に急を要すると判断した場合は、学校から直接病院を受診することがあります。病院では、治療の内容によっては保護者の同意を得なければならないことが多くなっています。また、問診票への記入はアレルギーなどの配慮を考え、出来る限り保護者の方に直接ご記入いただきたいと考えております。よって、学校から直接病院を受診する場合は、出来る限り保護者の方に来ていただくよう連絡いたします。お仕事中などでお電話に出ていただけなかった場合は、留守番電話に伝言を入れますので、伝言のあった場合は必ず折り返し学校までご連絡くださいますようお願いいたします。

### ●緊急連絡先に変更があった場合

緊急連絡先に変更のあった場合は、必ず連絡帳などで担任へお知らせください。

## § お薬について

### ① 一時的に必要なお薬について

お子様がかぜや結膜炎などの急性疾患により、一時的に学校でお薬を服用（使用）しなければいけない場合は、必ずお子様が自分で飲める（使える）ようにご家庭でご指導の上、担任へご連絡ください。また、学校では、医薬品の取り扱い上、原則としてお薬をお預かりすることは出来ません。

### ② 慢性疾患等によりお薬の管理が必要な場合

お子様の病気の状態や、お薬の内容等についてお話をさせていただきたいことがありますので、必ず学校へご相談ください。

## § 医療券について～就学援助を受けておられるご家庭の方へ～

就学援助をうけておられるご家庭のお子様については、ご希望により医療券の申請をすることができます。なお、対象となる疾病については下記のとおりです。それ以外の疾病には適用されません。医療券の申請を希望される方は、就学援助申請書類に同封してあります『医療券発行申込書』に必要事項をご記入の上、伊丹市役所・教育委員会学事課に提出してください。就学援助の認定は例年7月中旬頃です。認定後、医療券を申請されている方に発行されます。

### 対象となる疾病

はくせん かいせん のう しん けつまくえん ちゅうじえん  
白癬・疥癬・膿か疹・トラコーマ・結膜炎・中耳炎・アデノイド

ちくのうしょう まんせいゐくびくうえん きせいちゅうびょう  
蓄膿症（慢性副鼻腔炎に限る）・寄生虫病・う歯（虫歯）

## § 学校感染症と出席停止

お子様が、次のページの感染症にかかれた場合、学校保健法に基づいて出席停止の扱いになり、欠席にはなりません。

なお、出席停止解除証明書の提出がないときには、出席停止の扱いにはなりませんのでご注意ください。

現在は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については、ご家庭で記入し提出いただくことになっています。（医療機関で記入してもらう必要はありません）

## ●主な感染症の一覧表

病 名	出席停止の期間（めやす）
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹がなくなるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結 核	症状により学校医・その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

※以下の疾病は、原則として出席停止の対象となりません。

- ・ ウイルス性肝炎
- ・ ヘルパンギーナ
- ・ 感染性胃腸炎
- ・ マイコプラズマ肺炎
- ・ 伝染性紅斑
- ・ 伝染性膿痂疹
- ・ 伝染性軟属種（水いぼ）
- ・ 手足口病
- ・ 溶蓮菌感染症

※学校へ「出席停止解除証明書」を提出する場合は、P20の「出席停止解除証明書」を切り離して、またはコピーして使用してください。用紙がなくなった場合や、足りない場合は担任または保健室へお申し出ください。HPからもダウンロードできます。

※現在、インフルエンザによる出席停止解除証明書の提出は不要となりました。ご家庭で、「インフルエンザによる出席停止期間報告書」に記入し、提出ください。

※同様に新型コロナウイルス感染症についても「新型コロナウイルスによる出席停止期間報告書」を提出してください。

## § 日本スポーツ振興センター

「日本スポーツ振興センター加入のご案内」をよくお読み下さい。

## ●災害共済給付制度とは

学校管理下でお子様が発災にあわれた場合に、その治療費や見舞金の給付を行う制度です。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき実施されています。

●給付の対象となる学校管理下の範囲

〈センター法施行令第5条第2項による〉

①授業中	【例】各教科、遠足、修学旅行、大掃除
②学校の教育計画に基づく課外指導中	【例】部活動、林間学校、臨海学校
③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中	【例】始業前、休み時間、昼休み
④通常の経路及び方法による通学中	【例】登校中、下校中
⑤その他	【例】寄宿舎にあるとき (宿泊合宿など)

●給付の基準

- ・初診から治癒までの医療点数の合計が500点以上（3割負担の場合、窓口で支払った額1500円以上）の場合が対象となります。500点未満の場合は対象になりません。
  - ・保険診療の範囲のみが対象となります。保険証の使えない治療（例えば整体やマッサージ、美容など）は給付対象外です。
  - ・生活保護を受けておられるご家庭の医療費の支給は行いません。
  - ・センターの災害共済給付制度を利用する場合は、伊丹市の福祉医療制度は利用できませんので、「子ども医療費受給者証」や「乳幼児医療費受給者証」は医療機関窓口で提示しないようご注意ください。
- ※「医療費受給者証」の裏面に記載の「ご注意」をご参照ください。

●請求から給付まで

- ・学校管理下で災害（けがなど）にあい、医療機関を受診された場合は、担任までお申し出ください。用紙をお渡しします。（用紙の種類は、受診された病院・医院・薬局によって異なります。）
- ・通常、請求から給付まで2ヶ月程度かかります。
- ・災害共済給付を受ける権利は、災害発生から2年間行わないときは、時効によって消滅しますので、早めに手続きをしてください。

出席停止解除証明書

伊丹市立荻野小学校

年 組 氏名

病 名

上記の病症で、令和 年 月 日から療養中でしたが、主要症状が消退し、もはや感染のおそれがないものと認め、令和 年 月 日より出席停止を解除します。

令和 年 月 日

住所

主治医名



出席停止解除証明書

伊丹市立荻野小学校

年 組 氏名

病 名

上記の病症で、令和 年 月 日から療養中でしたが、主要症状が消退し、もはや感染のおそれがないものと認め、令和 年 月 日より出席停止を解除します。

令和 年 月 日

住所

主治医名



## インフルエンザによる出席停止期間報告書

○医療機関を受診し、インフルエンザと診断された場合は、学校へご連絡ください。

○インフルエンザと診断された場合、以下の2つの条件が全て満たさなければ登校できません。  
(出席停止扱いとなります) ※学校保健安全法施行規則第19条

- ①発症した後、5日を経過している。
  - ②解熱した後、2日を経過している。
- } 両方の条件が必要です

○この報告書に必要事項を記入し、登校する日に学校へ提出してください。

※医療機関で記入してもらう必要はありません。

※2つの条件が満たされず登校した場合は、お迎えをお願いする場合があります。

### 【記入例】

		発症した後、最低5日間は登校できません								
		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過		
例	日にち	/	/	/	/	/	/		① 日にちを記入する	
例1	熱が下がった日に○ (1日目に解熱)		○ (解熱)	1日目 (解熱後)	2日目 (解熱後)				登校可能	
例2	熱が下がった日に○ (2日目に解熱)			○	1日目	2日目			登校可能	
例3	熱が下がった日に○ (3日目に解熱)				○	1日目	2日目		登校可能	
例4	熱が下がった日に○ (4日目に解熱)					○	1日目	2日目	登校可能	
例5	熱が下がった日に○ (5日目に解熱)						○	1日目	2日目	登校可能
		解熱した後、2日を経過するまで登校できません								
※その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます										

<受診した医療機関> \_\_\_\_\_ <受診日> \_\_\_\_\_ 年 月 日

	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/		/
熱が下がった日に○									
出席停止期間	出席停止期間 (最低)						解熱後2日を経過するまでは出席停止		

伊丹市立 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_ 年 組 児童生徒氏名 ( \_\_\_\_\_ )

保護者名 ( \_\_\_\_\_ )